法人会だより

2013.10 No.175

南陽市鳥上坂より白龍湖を望む

郷土の先達 近代編⑨

須藤永次

［吉野石膏初代社長
1884年(明治17年)～1964年(昭和39年)］

須藤永次氏は明治17年、宮内に生まれた。

宮内小学校を卒業後、荒砥町の織物問屋大友商店に勤め商人としての基礎を叩き込まれた。やがて蚕糸業仲買商として独立し、石炭商、製糸業にも進出。大正７年、吉野石膏製造所を作り、石膏ボードの製造販売を始めた。同12年の関東大震災後、「ボード壁住宅は住みよく燃えない」と大当たりしたが、昭和４年からの世界恐慌で「頼まれ社長」をしていた製糸会社が破綻し、その連鎖で須藤永次商店も倒産した。

しかし、耐火性の石膏ボードには将来性があるという永次の信念は揺るがず、永次は多角経営をやめて石膏ボードに専念することとし、昭和10年、会社を東京に移して吉野石膏株式会社を立ち上げた。その後、日中戦争の拡大と共にボードの販路も拡大したが、太平洋戦争により従業員も物資も不足し、休業状態になった。昭和20年10月工場を再開し、機械の整備などに取り組み、永次はここで一大決心をします。それは「競争と量産なくして繁栄なし！」、「相携え相競うて」繁栄しようと提唱、他社にボードの技術を公開指導したのです。永次は石膏業界全体のことを考えていたのです。昭和25年頃から住宅需要でボード業界は活況を呈しますが、それに安住することなく技術向上に励んだ。

永次は、東京で成功したが、郷土の、正徳寺・宝積坊・熊野講堂・長谷観音の改築や環境整備、双松公園の環境整備、青少年婦人団体や育英資金に、夫人と共に多額の援助をしている。昭和29年紺綬褒章(育英事業)、同30年藍綬褒章(産業功労)、同39年死去に際しては従五位勲五等双光旭日賞を受章。吉野石膏株式会社はその後も発展を続けている。

(掲載については、南陽市所蔵の写真及び文章を参照)

発行 (公社)米沢法人会 〒992-0045 米沢市中央4丁目1-30(米沢商工会議所３Ｆ) TEL 22-5401 FAX 21-5909
編集 広報委員会 ホームページ http://www.y-houjin.or.jp
E メール houjin@estate.ocn.ne.jp
4-20

国税局人事異動発令

― 米沢税務署　人事異動 ―

去る７月10日、仙台国税局関係の人事異動が発令され、新任の米沢税務署長に古瀬 忠昭氏が赴任されました。なお、前署長白田正広氏は退官されました。

着任のごあいさつ

米沢税務署長　古瀬　忠昭 氏

本年７月の人事異動で米沢税務署長を拝命しました古瀬でございます。

前任は、仙台国税局課税第二部資料調査課長として、調査事務に従事しておりました。

米沢税務署の勤務は初めてでございますが、山形市生まれ、村山市育ちですので、同じ山形県人としてよろしくお願いします。

公益社団法人米沢法人会の役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政に対しまして深い御理解と多大な御協力を賜っておりますことに、心から御礼を申し上げます。

さて貴法人会は、昭和56年に社団法人となり、本年４月に公益社団法人に認定され、32年目を迎えられた伝統ある法人会であります。会の活動の指標のひとつでもあります組織率を見ましても、平成２年以来23年間にわたり70％以上の高い組織率を維持しておられます。このことからも、いかに日頃から会員のための事業活動を活発に展開されてきたかを伺い知ることができます。

本会が、地域に密着した幅広い社会貢献活動を積極的に展開しておられますことはもちろん、青年部会や女性部会での事業活動も熱心に行っており、地域社会からも高い評価を得ていると伺っております。

鈴木会長様はじめ歴代の役員の皆様によるこれまでの御尽力と会員の皆様方の御熱意に対しまして改めて深く敬意を表す次第であります。

さて、一昨年の東日本大震災では東北地方を中心に甚大な被害をもたらし、現在も国を挙げての被災地支援と復興に向けた取組が行われております。

マスコミによると現在も県内に6,900名、米沢市・東置賜郡に2,500名程度の多くの被災された方が避難されております。税務署といたしましては、引き続き、震災特例法などの各種税制上の取扱いに関する相談等を最優先で取組んでおりますので、御理解と御支援を賜りますようお願いいたします。

最近の税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展や経済のグローバル・ICT化により大きく変化しております。このような環境の中で、税務行政の任務であります「適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」に向けて、与えられた使命を着実に果たすためには、職員一人一人が高いモラルを持って納税者の皆様方に接し、税務行政への理解と信頼を得ていく必要があると考えております。

e-Taxにつきましては、引き続き、皆様の利便性向上や事務の効率化に資するものであり、普及拡大に向け、重要課題のひとつとして取り組んでおります。今後とも、皆様方のなお一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人米沢法人会のますますの御発展と会員企業の御繁栄並びに皆様の御健勝を心からお祈り申し上げまして挨拶とさせていただきます。

着任のごあいさつ

総務課長　田中　攻紀 氏

【一言】米沢署には平成３年７月から２年間、総務係長として勤務いたしました。

当時、米沢法人会の皆様方から格別のご協力をいただいて、広報関係事務等を円滑かつ楽しくできたことを思い出し、また、米沢で勤務できたことを心から喜んでおります。

管内のオピニンリーダーである法人会会員の皆様方からのご意見をお聞かせいただき、私どもに求められる職務を遂行したいと考えておりますので、引き続きご支援をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

法人課税部門　統括官　佐藤　明夫 氏

【一言】本年７月に新庄税務署法人課税部門統括官から赴任してまいりました。

米沢税務署勤務は初めてですが、歴史と伝統のある米沢で勤務できることを大変うれしく思っています。山形県は各市町村に温泉があることは有名ですが、特に管内には開湯700年もの歴史がある白布温泉や秘湯で有名な大平温泉等多彩な温泉があり、是非、機会を見つけて秘湯探訪をさせていただきたいと思います。

最後に米沢法人会の益々の御発展と会員の皆様方の御繁栄並びに御健勝を御祈念申し上げます。

公益社団法人米沢法人会第３回理事会開催・合同役員懇談会開催

本年度事業活動の確認

８月27日㈬午後３時30分より東京第一ホテル米沢において、第３回理事会が開催されました。総会以降の事業報告があり今後の具体的な事業計画・顧問と委員会委員の委嘱等について審議・承認されました。委員会を代表して委員長に会長より委嘱状が手渡されました。

理事会終了後、来賓に米沢税務署長古瀬忠昭氏と法人統括官佐藤明夫氏をお招きし、大同生命・ＡＩＵ・アフラックの福利厚生３社も参加して、本部・青年部会・女性部会の合同役員懇談会を開催しました。

第１回会員交流納涼パーティ開催

会員交流と親睦を図るために

７月24日㈬午後６時より上杉伯爵邸において、会員相互の交流を深めると共に、情報交換の場として、そして日頃の疲れをリフレッシュし暑い夏を乗り切るための場として、105名の会員が参加して第１回会員交流納涼パーティを開催しました。雨のためにお庭から伯爵邸の中に会場を移して、鈴木会長の挨拶のあとに大友顧問の乾杯の音頭でスタート。４丁目バンドによる生演奏や豪華賞品があたる抽選会も催され、参加者は忙しい日々を忘れ夏の夜を満喫しました。

【女性部会】いちごプロジェクト

無理なく節電

法人会では、２年前に女性部会が中心となり、広く節電をするため「いちごプロジェクト」をスタートさせました。

会員交流納涼パーティの席上で、参加者全員に節電うちわを配り、手塚部会長が節電を呼び掛けました。

「いちごプロジェクト」とは？
「いちご」のネーミングは、一昨年夏の節電目標「15%」に由来してします。いちごは「毎年実をつける多年草」であり、「全国各地で広く栽培」されます。
そのイメージを、毎年女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

消費税・人事労務・税制改正・経営セミナー開催

消費税セミナー「消費税法改正のポイントと実務対応」

７月23日㈫午後２時より伝国の杜において、税理士土田一成氏を講師にお迎えし「消費税法改正のポイントと実務対応」と題してセミナーを開催しました。

平成26年４月から８％への消費税率引き上げに向けての留意点と、税率引き上げが段階的に進められるとして施行までの事務処理等についてわかり易くご説明いただきました。30名の参加者は熱心にメモをとっていました。

会社を守るための人事労務セミナー「就業規則・賃金の改正のポイントは？」

８月８日㈭午後２時より伝国の杜において、三井住友海上経営サポートセンターアドバイザーの五十嵐常太氏を講師にお迎えしセミナーを開催しました。

法律を順守することは勿論のことですが、企業経営者にとっては、合理性があり将来起こりうる労使間トラブルに対応できる「就業規則」と「賃金規定」について解説いただきました。

31名の参加者は熱心聴講しました。

税制改正セミナー「平成25年度税制改正のあらまし」

９月５日㈭午後２時より伝国の杜において、公認会計士加藤英樹氏を講師にお迎えし、平成25年度税制改正のあらましについてご解説いただきました。

法人関係では「生産等設備投資促進税制の創設」「所得拡大促進税制の創設」「雇用促進税制の拡充」「中小企業の交際費課税の特例の拡充」について、所得税関係・資産税関係について、改正のポイントをわかり易く解説いただきました。平成25年度税制改正では「成長と富の創出の好循環」の実現に向けて、税制上の様々な措置が講じられていることを理解しました。

経営セミナー「役に立つ経営分析」

９月12日㈭午後２時より伝国の杜において、公認会計士五十嵐正明氏を講師にお招きし、経営分析とは何か、経営活動を総体的観点から分析し、経営上の問題点を発見し、根本的な欠陥並びに原因をつきとめ、事業財政の安全性、健全性、経営上の収益を確保するために、危機管理のための経営分析・決算書の見方についてご説明いただきました。経営計画は社長だけが知っていればいいのではなく、全社員に周知しなくては意味がないとご教授いただきました。

青年部会経営セミナー

７月17日東京第一ホテル米沢において、元オリンピックフェンシング代表選手で山形県体育協会スポーツ指導員の池田めぐみ氏を講師にお招きし、「挑戦～トップアスリートに学ぶモチベーションコントロール～」と題して、経営セミナーを開催。高校生・会員約100名が参加しました。

青年部会県法連青年部会連絡協議会

８月24日㈯東根市において青年部会連絡協議会が開催され当会より役員３名が出席しました。

青年部サミット2013

８ 月28日 ㈬18：30～東京第一ホテル米沢において(公社)米沢青年会議所主催により青年部サミット2013が開催されました。 昨年初の試みとして始まり、次代を担う地域で活動する青年団体等が一堂に会し、活動や業種などの垣根を越えて相互の理解を深め、地域内ネットワークを構築することを目的として開催。 当部会より吉澤部会長以下５名が出席しました。

法人税決算説明会

９月20日㈮午後２時より伝国の杜において、正しい決算と誤りのない申告のために、法人税決算説明会を開催しました。米沢税務署法人課税部門の調査官本間忍氏を講師お招きし、平成25年度法人税関係法令の改正点と、会社の決算と実務、税務調査において間違いの多い事例等についてご説明いただきました。

引き続き収入印紙の交換や印紙税の還付、電子納税のしかたや「ダイレクト納付」についてもご説明いただきました。37名の参加者は熱心にメモをとっていました。

女性部会移動セミナー

女性部会では、東日本大震災で被災しながらも復興に向け日夜頑張っている方々に、私たちが出来る被災地支援はないかと考え、移動セミナーｉｎ松島と題して７月12日㈮、㈱笹の浦、塩釜市場、奥松島を訪ねました。㈱笹の浦では、蒲鉾機械が塩水に浸かり使い物にならなくなったこと、社員の生活、家族の生活、会社再建に至るまでの経緯を聞きました。また、東松島市小野町駅前仮設住宅では、自治会のために少しでもお役に立ちたいと靴下を利用して「おのくん人形」を作成販売してがんばっている元気なおかあさん達の姿が印象的でした。女性部会より人形作りに必要な綿30袋･靴下50足･タオル100枚をプレゼントしました。

新会員の御紹介

よろしくお願いします　（支部別・五十音順）

事業所	代表者	所在地	電話	業種
(特非)地域福祉共生会	若井　幸子	米沢市林泉寺2-10-21	26-1170	福祉施設
南陽ハーネス㈱	鈴木　信男	南陽市宮内778-1	47-7475	機械器具製造
㈲社団利秀会	松橋　孝明	高畠町大字高畠276-8	51-0630	診療所
㈲八木歯科医院	八木　孝	高畠町大字高畠1482	52-0117	歯科医院

（平成25年７月～９月まで入会の新会員）

第30回法人会全国大会「青森大会」開催

10月３日リンクステーションホール青森において、全国の会員約2,000名が参加して、第30回法人会全国大会が開催されました。初めに全法連池田会長が挨拶。全国の法人会より寄せられた税制改正要望事項を取りまとめた平成26年度税制改正要望事項の提言が発表されました。法人税の引き下げ等が盛り込まれ、国内での経済活動がしやすくなるような提言書になりました。これを全国90万社の創意として、地元法人会に持ち帰り各自治体首長に要望書を提出します。大会に先立ち記念講演として、㈱東レ経営研究所特別顧問佐々木常夫氏が「これからの時代の経営とリーダーシップ」と題して講演しました。

当会より鈴木会長、香坂副会長、土田税制委員長が参加しました。

平成26年度税制改正に関するスローガン

（総　論）
- ●まさに今。国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！
- ●持続可能な社会保障制度を確立し、国民の将来不安の払拭を！
- ●中小企業の重要性を認識し、経済活性化に資する税制措置の拡充を！

（所得税）
- ●所得税は広く薄く負担を求め、努力した人が報われる税制の構築を！

（法人税）
- ●法人実効税率は、欧州・アジア主要国並みの20％台に引き下げを！

（事業承継税制）
- ●本格的な事業承継税制を確立し、地域経済を支える中小企業に配慮を！

（消費税）
- ●消費税引き上げに際しては、景気に配慮するほか行財政改革の徹底を！

（地方税関係）
- ●国と地方の役割分担を見直し、地方の自立・自助の推進を！

（震災復興）
- ●被災地の復興を図るため、税制上の対応を含めて実効性のある措置を！

消費税転嫁対策特別措置法が成立しました

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法は，平成25年10月1日から施行されます（同法は，平成29年3月31日まで適用されます。）。政府としては，この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っていきます。

Ⅰ　消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について，消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否をする側（規制対象）（買手）	転嫁拒否をされる側（売手）
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
資本金3億円以下の事業者と継続的に取引を行っている事業者等	資本金3億円以下の事業者等

禁止される行為	具体例
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが，消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
② 買いたたき	原材料費の低減等の状況変化がない中で，消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③ 購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに，取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④ 税抜価格での交渉の拒否	消費税抜価格（本体価格）で交渉したいという申出を拒否すること
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が，①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に，取引の数量を減らしたり，取引を停止したりするなど，不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため，公正取引委員会，主務大臣，中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また，違反行為があると認めるときは，公正取引委員会が勧告を行い，その旨を公表します。

Ⅰに関する問い合わせ先：公正取引委員会取引企画課　03－3581－5471（代表）

Ⅱ　消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について，消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分，次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため，消費者庁，公正取引委員会，主務大臣，中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また，違反行為があると認めるときは，消費者庁が勧告を行い，その旨を公表します。

Ⅱに関する問い合わせ先：消費者庁表示対策課　03－3507－8800（代表）

Ⅲ　価格の表示に関する特別措置

（1）平成25年10月1日以降，消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から，表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば，「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※　消費者への配慮の観点から，上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

（例１）値札，チラシ，ポスター，商品カタログ，インターネットのウェブページ等において，商品等の価格を次のように表示する

○○円（税抜）　○○円（税抜価格）　○○円（本体価格）　○○円＋税

（例２）個々の値札等においては「○○円」と税抜価格のみを表示し，別途，店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に，明瞭に，「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

（2）事業者が，税込価格に併せて，税抜価格を表示する場合において，税込価格が明瞭に表示されているときは，景品表示法第4条第1項（不当表示）の規定は適用しないこととされました。

Ⅲ（1）に関する問い合わせ先：財務省主税局税制第二課　03－3581－4111（代表）
Ⅲ（2）に関する問い合わせ先：消費者庁表示対策課　03－3507－8800（代表）

行事のお知らせ

平成25年度（公社）米沢法人会「税を考える週間」記念講演会

〈11月11日～11月17日「税を考える週間」〉

今後の税制改革の行方

一般公開

講師：政府税制調査会 会長
東京大学大学院法学政治学研究科・法学部 教授
中里（なかざと） 実（みのる） 氏

日時 平成25年11月11日(月) 14:00～15:30

会場 東京第一ホテル米沢 米沢市中央1－13－3 TEL.24－0411

申込 11月6日(水)まで　受講料 無　料

主催：公益社団法人 米沢法人会
☎ 22－5401 FAX 21－5909

共催：米沢税務署管内税務関係団体連絡協議会

事業承継セミナー

日　時／平成25年12月13日(金)
14:00～16:00
会　場／伝国の杜
講　師／税理士　芳賀　敏明 氏
参加費／会員無料　非会員2,000円
協　賛／JPBM

第６回税に関する絵はがきコンクール

テーマ／税に関する思いや考えを「絵」と「短い文章」で表現してください。
応募資格／小学校６年生　　応募点数／児童１名１点
応募方法・応募先／
「専用ハガキ」または「官製ハガキ」に「絵」と「短い文章」を描いて下記の宛先へ送ってください。
※裏面に、氏名学校名を忘れずに記入してください。
〒990-0031山形県山形市十日町1-2-30
D'グラフォート十日町タワー203
㈳山形県法人会連合会　女性部会連絡協議会
応募締切／平成26年１月31日(金)
入賞者発表／平成26年２月中旬

絵手紙教室

日時／平成25年12月４日(水)
13:30～16:00
会場／伝国の杜　２階会議室
講師／㈱ホップステップ
代表取締役社長
島田新一郎氏
教材費／1,000円
絵の苦手な人でも、初めての方でもスグ描ける、絵手紙教室を、ぜひご体験下さい。

年末調整説明会のお知らせ

平成25年度分の年末調整関係事務の説明会を下記の日程等により開催いたします。

開催月日	受付開始時間	説明会開始・終了時間	会場	対象地域
11月12日(火)	13:00	13:30～15:30	南陽市役所４階大会議室	南陽市 川西町
11月13日(水)	9:30	10:00～12:00	伝国の杜 大ホール	米沢市 高畠町
11月13日(水)	13:00	13:30～15:30	伝国の杜 大ホール	米沢市 高畠町

法人税決算説明会のご案内

平成25年12月６日(金)　14:00～16:00
伝国の杜
平成26年２月５日(水)　14:00～16:00
南陽市中央公民館
平成26年２月６日(木)　14:00～16:00
伝国の杜
講師／米沢税務署法人課税部門担当官
内容／１．平成25年度法人税関係法令の改正点について
２．会社の決算申告の実務
３．税務調査において間違いの多い事例等

セミナーオンデマンドサービス

いつでもどこでも好きなだけ
映像と音声による本格的セミナー
会員になるとより多くのコンテンツが視聴できます。

米沢法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

http:/www.y-houjin.or.jp/
会員ID:hj1715　パスワード:5401

米沢法人会　新入会員様募集中！
詳しくはホームページをご覧ください。
米沢法人会　検　索